

# 林業・木材製造業労働災害防止規程 変更案の概要

令和5年9月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課

# 労働災害防止規程等について

## 1. 労働災害防止規程とは

労働災害防止団体法(以下「法」という。)第36条第1項第1号の定めに基づき、業種別労働災害防止協会が設定するもの。

会員には、当該規程の順守義務が課せられている。(法第41条第1項)

労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても同様である(法第38条第1項)。

認可するに当たっては、厚生労働大臣は労働政策審議会の意見を聞かなければならない。(法第38条第4項)

## 2. 労働災害防止規程で定めるもの(法第37条第1項、第2項)

適用範囲に関する事項

労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項

上記の事項の実施を確保するための措置に関する事項

協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

## 3. 労働災害防止協会とは(参考)

事業主及び事業主等の団体による、自主的な労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、法に基づき設立された団体。

労働災害防止協会として、厚生労働大臣が「指定業種」として指定した業種別の協会がある。

現在、「建設業」、「陸上貨物運送事業」、「林業・木材製造業」、「港湾貨物運送事業」の四協会。

# 林業・木材製造業労働災害防止規程の変更について

林業・木材製造業労働災害防止規程は、林業・木材製造業における労働災害の防止に寄与することを目的として、昭和41年に林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）が制定し、労働大臣が認可したもの。

今回は、令和5年度から、国が策定する第14次労働災害防止計画（14次防）が開始していることや、**伐木等作業に係る労働安全衛生法令、ガイドライン等の改正**、近年の**林材業における死亡災害の発生状況及びその要因の分析結果**を踏まえ、林災防会員に対し労働災害の防止をより確実なものとするために変更を行うもの。

## 変更の背景・理由

### 1. 労働安全衛生関係法令、ガイドラインの改正等

- ・ 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(H30.6.22)
- ・ 伐木等作業の安全対策に係る省令改正(H31.2.12)
- ・ チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(R2.1.31)
- ・ 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備のためのガイドライン(R2.1.31)

### 2. 協会独自の上乗せ規定等

- (1) 近年の労働災害発生状況を踏まえた条項の追加
  - ・ 特に、新規就業者の伐木作業中における労働災害が多く発生。
  - ・ 集塵サイロ等作業、テーブル式昇降装置作業中における死亡災害が発生。
- (2) 伐木等作業者に対する能力向上教育等を踏まえた条項の追加
  - ・ 困難木等の定義、困難木等の伐倒作業
  - ・ 刈払機ハーネス型肩掛けバンド等の普及に対する対応

## 主な変更点

安衛則改正による安全帯から要求性能墜落制止用器具等の使用への変更に伴い、柱上作業等における墜落防止措置に係る規定を変更。

伐木作業等における危険を防止する観点から、立木に対し、受け口を作る際の方法を明確化。

チェーンソーを用いた伐木等作業に関する作業計画作成の規定を新設。また、車両系木材伐出機械等による作業に関する作業計画に、労働災害発生時の関係者への連絡方法、傷病者の搬送方法等の措置を追加。

(1) 新規就業者(特別教育修了後、就業3年未満)に対する配慮と指導の規定を新設。

集塵サイロ等作業の内部における作業、積み込み作業等及びテーブル式昇降装置の保守、点検等作業に係る規定を新設。

(2) チェーンソーによる伐木等作業において、大径木や困難木の伐倒に関して、その危険性に応じた受け口切り・追い口切りの方法等の措置を新設。

転倒時等についても刈刃の身体への接触を防止し、より安全性を確保するよう股バンドの使用等を追記。

# 林業・木材製造業労働災害防止協会について(参考)

## 1. 概要

労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、「労働災害防止団体法」に基づき、林業・木材製造業を営む事業主及びその事業主の団体で構成されている。

設立年月日	会員数	会長	所在地	職員数
昭和39年9月1日	8,050事業場 (1,196団体)	中崎 和久 (全国森林組合連合会代表理事会長)	東京都港区芝5-35-2 (安全衛生総合会館内)	144人

令和5年6月時点

## 2. 業務内容

労働災害防止規程の設定

会員への技術的な事項についての指導及び援助

労働者の技能に関する講習

情報及び資料の収集及び提供

調査研究及び広報・普及 等

## 3. 予算措置(労働災害防止対策費補助金)

労働災害防止団体が行う、現場の実態に即した自主的な労働災害防止活動について、その業務に要する経費等を、国が労働災害防止団体法( )に基づき補助することにより、労働者の安全と衛生の増進を図り、もって労働災害の防止に寄与している。

( )...労働災害防止団体法(抄)

第54条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

## 4. 予算額(労働災害防止対策費補助金)

令和5年度予算額 1.7億円